

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年（2024年）4月1日現在）

行政職給料表（一）及び企業職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務（同程度の職務含む）	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	定型的な業務を行う職務	83	10.3	主事補 技師補 保育士 保健師 看護師 計	31 4 45 2 1 83	292	36.3	係員級	
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	209	26.0	主事 技師 保育士 栄養士 歯科衛生士 保健師 看護師 計	93 14 96 2 1 2 1 209				
3級	1 主任の職務 2 副主任保育士、主任栄養士、主任歯科衛生士、主任保健師、看護師主任、主任理学療法士、主任臨床心理士及び主任言語聴覚士の職務	283	35.2	主任 副主任保育士 主任栄養士 主任保健師 看護師主任 主任心理士 計	173 88 1 9 11 1 283	283	35.2	主任級	
4級	1 統括主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする主任の職務 3 主任保育士、指導栄養士、指導歯科衛生士、指導保健師、指導理学療法士、指導臨床心理士及び指導言語聴覚士の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする副主任保育士の職務	113	14.1	統括主任 主任 主任保育士 指導栄養士 指導保健師 指導理学療法士 計	72 7 28 1 3 2 113	113	14.1	係長級	
5級	1 主幹の職務 2 園長、指導保育士、主任指導栄養士、主任指導歯科衛生士、主任指導保健師、主任指導理学療法士、主任指導臨床心理士、主任指導言語聴覚士及び指導主事の職務	44	5.5	主幹 園長 主任指導保健師 指導主事 計	27 15 1 1 44	44	5.5	課長補佐級	
6級	1 課長の職務 2 統括主幹の職務 3 所長、館長、主任指導主事、事務局長及び事務局次長の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする園長、指導保育士及び指導主事の職務	51	6.3	課長 統括主幹 園長 指導保育士 館長 指導主事 事務局長 計	33 9 4 1 1 1 2 51	55	6.8	課長級	
7級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする課長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする統括主幹の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする所長、館長、事務局長及び事務局次長の職務	4	0.5	課長 主任指導主事 計	3 1 4				
8級	1 部長の職務 2 次長の職務 3 監の職務 4 会計管理者及び芸術総監督の職務 5 極めて高度の知識又は経験を必要とする所長、館長及び事務局長の職務	17	2.1	部長 次長 監 会計管理者 所長 館長 事務局長 計	7 4 2 1 1 1 1 17	17	2.1	部・次長級	
合計		804	100.0						

消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	9	7.4	消防士	9	34	28.2	係員級
				計	9			
2級	消防副士長の職務	25	20.7	消防副士長	25	44	36.4	主任級
				計	25			
3級	消防士長の職務	44	36.4	消防士長	44	23	19.0	係長級
				計	44			
4級	消防司令補の職務	23	19.0	統括主任	12	10	8.3	課長補佐級
				主任	11			
5級	消防司令の職務	10	8.3	主幹	10	8	6.6	課長級
				計	10			
6級	消防司令長の職務	8	6.6	課長	3	1	0.8	次長級
				統括主幹	5			
7級	特に高度の知識又は経験を必要とする消防司令長の職務	1	0.8	消防本部次長(兼)消防署長	1	1	0.8	部長級
				計	1			
8級	消防監の職務	1	0.8	消防長	1	1	0.8	部長級
				計	1			
合計		121	100.0					

行政職給料表 (二)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	自動車運転手、衛生員、工手、調理員及び用務員の職務	1	9.1	工手	1	1	9.1	係員級
				計	1			
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 2 困難な業務を行う衛生員、工手、調理員及び用務員の職務	0	0.0			10	90.9	主任級
				計	0			
3級	1 主任自動車運転手、主任衛生員、主任工手、主任調理員及び主任用務員の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 3 特に困難な業務を行う衛生員、工手、調理員及び用務員の職務	10	90.9	調理員	9	0	0.0	
				用務員	1			
4級	相当の技能又は経験を必要とする主任自動車運転手、主任衛生員及び主任工手の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
合計		11	100.0					

*いずれも人数には暫定再任用職員（フルタイムに限る。）及び任期付職員（フルタイムに限る。）を含む